

## 〔論 説〕

カオ＝プラ＝ヴィハーン／  
プリヤ＝ヴィヘア寺院と国際法

佐 藤 義 明

## はじめに

タイにおいてカオ＝プラ＝ヴィハーンと呼ばれ、カンボジアにおいてはプリヤ＝ヴィヘア（プレア（ハ）＝ヴィヒア）と呼ばれるヒンドゥー教寺院の遺跡がある。この遺跡はタイのコラート高原の南端に走るダンレック山脈のへりにあり、断崖の下にカンボジア平原が広がっている。この寺院の中央祠堂は標高525mの断崖のうえに存在しており、標高が120m低い地点からなだらかに上昇している850mの参道を通して中央祠堂に至る。1950年代から、タイとカンボジアはこの寺院の帰属をめぐって争ってきた。そこには、国際社会において重要性を増す失地（故地）回復主義（irredentism）の特徴がきわめてよく現れている。本稿は、タイとカンボジアとの国境地域に係わる失地回復主義に基づく主張を取りあげて、国際法が確立しようとする秩序と、国際法に基づく秩序に対する歴史的・文化的な根拠に基づく挑戦とのありようを検討する。

## 1 カオ＝プラ＝ヴィハーンとタイ・カンボジア国境地域の歴史

## (1) カオ＝プラ＝ヴィハーンとシャム・カンボジア／フランスの歴史

カオ＝プラ＝ヴィハーンは、クメール王朝のヤショーヴァルマン1世（在位889-910年）によって893年に創建された<sup>1</sup>。そして、ラヘンドラヴァ

---

1 See Lawrence Palmer Briggs, *The Ancient Khmer Empire* (White Lotus

カオ＝プラ＝ヴィハーン／プリヤ＝ヴィヘア寺院と国際法

ルマン 2 世（在位 944-968 年）<sup>2</sup> およびジャヤヴァルマン 6 世（在位 1080-1107 年）<sup>3</sup> の下で整備が進んだ。クメール王朝は、アンコール地方のベン＝メリアからコー＝ケーを経て、カオ＝プラ＝ヴィハーンやラオス南部のワット＝プーにつながる準街道を造成した<sup>4</sup>。カオ＝プラ＝ヴィハーンは、10 世紀末から 11 世紀にかけて、活発に巡礼された聖地であったといわれるのである<sup>5</sup>。ジャヤヴァルマン 6 世は、東北タイ（イサーン）に所在したマヒーダラプラ王家の出身で、アンコール地方ではなく、東北タイとカンボジア北部に足跡を残している<sup>6</sup>。かれの整備したカオ＝プラ＝ヴィハーンとワット＝プーは、ゆるやかな斜面の参道に建物を配置し、参道を登り切った最も高い場所に中央祠堂を建設している点で共通の様式に従っている<sup>7</sup>。カオ＝プラ＝ヴィハーンは、12 世紀前半にも、スーリヤヴァルマン 2 世（在位 1113-1150 年 [?]) によって増築されたが<sup>8</sup>、その没後に放棄されたといわれる<sup>9</sup>。

クメール王朝は、ジャヤヴァルマン 7 世（在位 1181-1218 年）の下で最大版図を獲得し、その都であるアンコールは隆盛を誇った。しかし、その後、内憂外患が続き、1431 年にポニエ＝ヤート（ポンヘア＝ヤット）（在位 1432-1462 年）は、アユタヤ朝の攻撃を受けてアンコールを放棄し、スレイ＝サントーなどに短期間滞在した後、プノン＝ペンに都を移した<sup>10</sup>。

---

Press, 1951), p. 111.

- 2 See Jacques Dumarçay & Michael Smithies, *Cultural Sites of Burma, Thailand, and Cambodia* (Oxford University Press, 1995), p. 54.
- 3 G・セデス、山本智教訳『東南アジア文化史』（大蔵出版、1989 年）217 頁参照。
- 4 石澤良昭『興亡の世界史第 11 巻：東南アジア 多文明世界の発見』（講談社、2009 年）127 頁参照。
- 5 ブリュノ・ダジャンス、石澤良昭、中島節子訳『アンコール・ワットの時代：国のかたち、人々のくらし』（連合出版、2008 年）55 頁参照。
- 6 石澤前掲書（注 4）154-155 頁参照。ジャヤヴァルマン 6 世の 3 代前のスーリヤヴァルマン 1 世（在位 1011-1050 年）もダンレック山脈地方出身といわれる。石澤同書 153 頁参照。
- 7 石井米雄『世界の歴史第 14 巻：インドシナ文明の世界』（講談社、1977 年）90 頁参照。
- 8 セデス前掲書（注 3）228 頁参照。
- 9 See Dumarçay & Smithies, *supra* note 2, p. 52.
- 10 石澤前掲書（注 4）333 頁参照。遷都の経緯については諸説がある。例えば、ポニエ＝ヤートは、1432 年にアンコールで即位し、バサンに滞在した後、

このようにクメール王朝（アンコール帝国）は解体し、その後、カンボジアの王朝は、1528年にロンヴェーク、1618年にウドン、そして、1867年にふたたびプノン＝ペンに都を移すことになる。カンボジアは、1470年に、アユタヤ朝の宗主権を受け入れた<sup>11</sup>。アユタヤ朝からトンブリー朝を経てバンコク朝（ラタナコーシン朝）に受け継がれた宗主権は、1867年7月19日のシャム＝フランス条約まで存続した。1867年条約は、シャムのカンボジアに対する宗主権を確認した1863年12月のシャム＝カンボジア秘密条約を無効であると宣言し、シャムがカンボジアに対する宗主権を放棄するとともに、1863年8月11日のフランス＝カンボジア保護条約に基づいてフランスがカンボジアに単独で宗主権をもつことを承認するものであった<sup>12</sup>。

---

1434年にプノン＝ペン近傍の「4本の腕」地帯に都を定めたとみられる。レイ・タン・コイ、石沢良昭訳『東南アジア史』（白水社、1970年）60頁参照。

- 11 カンボジアがアユタヤ朝に朝貢するようになったのは1594年であったとする説もある。吉川利治「19世紀前半カンボジア支配をめぐるタイ・ベトナム関係」『アジア経済』16巻9号（1975年）68頁参照。
- 12 桜井由躬雄、石澤良昭『世界現代史7：東南アジア現代史III：ヴェトナム・カンボジア・ラオス』（山川出版社、1977年）61頁参照。シャムはカンボジアに対する宗主権を1863年に喪失したといわれることもある。石澤良昭「総説」石澤良昭編『岩波講座東南アジア史第2巻：東南アジア古代国家の成立と展開』（岩波書店、2001年）1, 23頁参照。しかし、東南アジア大陸部においては、ある国が複数の国の宗主権の下におかれることがあった。1847年にバンコク朝とヴェトナムは、両国ともにカンボジアに宗主権をもつことを承認し合い、カンボジアもそれを受け入れている。レイ・タン・コイ前掲書（注10）61頁参照。後掲注73も参照。それゆえ、フランスがカンボジアの宗主権を獲得したこと自体はバンコク朝が宗主権を喪失したことを意味しない。

なお、1867年条約に先だって、1865年4月14日にシャムとフランスとの間で条約が署名されている。この条約は、第1条でシャムがフランスの宗主権を承認し、第2条で、1863年12月のシャム＝カンボジア秘密条約を破棄し、第4条で、「シャムの地方であるシエム＝リエブおよびバット＝ドムボーン、ならびに、カンボジアと境界を接しているシャムのラオ族の国々の境界」をフランス皇帝が承認し、第5条で、カンボジアを完全な独立国であるとして、シャムおよびフランスに対する「臣従の表明（offer homage）」は「単なる敬意の表明」であるとした。しかし、フランスはこの条約を批准しなかった。フランスの交渉担当者は、フランスのさらなる侵出の足かせになるとして反対された第4条の改定案として、バット＝ドムボーンおよびシエム＝リエブの「国境は、カンボジアがその後、同国の領土（her possessions）すべてを

バンコク朝とカンボジアとの間では、1794年に前者のラーマ1世（チャオ＝プラヤ＝チャクリ）が後者のアン＝エーン（アンエイン）（在位1779-1796 [97]年）を即位させた際に、カンボジア人バエン（チャオ＝プラヤ＝アパイプーベート＝ベーン）をバット＝ドムボーン（バツタンバン）、シエム＝リエブ（シエムリアップ）およびシソーボン（バンテイメンチェイ）の太守（国主）に任じるというできごとがあった。この措置は、ラーマ1世がアン＝エーンを即位させる対価として要求し、アン＝エーンがそれを受け入れたものであるといわれる<sup>13</sup>。もっとも、この措置については、その事実と評価とに関して争いがある。まず、事実については、バエンについて、アン＝エーンがバンコクに亡命していた12年間、かれに代わってシエム＝リエブなどの統治を担っていた首席大臣であったという見解と<sup>14</sup>、アン＝エーンの帰国を護衛したシャム軍の指揮官であったという見解とがある<sup>15</sup>。また、その評価については、この措置がアン＝エーンの

---

完全かつ永久に領有するために、本条約締結後に決定されるものとする」とする案をシャムに通知した。この改定案は、「同国の領土」を定義することなく、時間的にどこまでも遡りうるように作成されたものであり、「古クメール帝国全土を意味することもありうる」ものであった。See Manich M.L. Jumsai, *History of Thailand and Cambodia: From the Days of Angkor to the Present* (Chalermnit Press, 1987), pp. 170-171. シャムはこの改定案を受け入れず、1867年条約の締結に至る。1867年条約第4条は、バット＝ドムボーンおよびアンコール（シエム＝リエブ）はシャムに留まると規定したが、1907年にシャムはそれらをフランスに割譲することになる。なお、シャムは「1907年の協定によって、カンボジアに対する宗主権もフランスに完全に譲った」といわれることもある。荻原弘明他『世界現代史8：東南アジア現代史IV：ビルマ・タイ』（山川出版社、1983年）203頁。

- 13 フーオット・タット、今川幸雄編訳『アンコール遺跡とカンボジアの歴史』（めこん、1995年）127頁参照。朝貢国の王の即位を支援する対価として、宗主国が朝貢国の領域の割譲を要求することはまれではない。『大南寔録前篇』によれば、ヴェトナムは、カンボジアのアン＝トン（在位1748-1749、1756-1757年）の即位を支援する代償として、チャヴィンなどを献上するよう要求している。北川香子『カンボジア史再考』（連合出版、2006年）175頁参照。
- 14 吉川前掲論文（注11）71頁参照。ラーマ1世は、アン＝エーンが成人し、その側近と帰国した際に、すでに12年にわたってアン＝エーンの指示を受けることなく統治を担ってきたバエンをアン＝エーンの支配の下におくことは不適切であると考え、かれを独立の太守にしたといわれる。See Jumsai, *supra* note 12, p. 62.

当該領域に関する管轄権を排除した点については共通の理解があるものの<sup>16</sup>、それは併合に当たるとする見解と<sup>17</sup>、朝貢国化に当たるとする見解がある<sup>18</sup>。この措置は文書に記載されなかったことから、将来も詳細が判明することは期待できないものの、ラーマ1世が長期的な展望のもとでおこなった措置ではないことは確かであると考えられている<sup>19</sup>。

バット＝ドムボーンなどは肥沃であることから領土紛争の対象となった。それに対して、ダンレック山脈地方は地味貧しいことから、そこに所在するカオ＝プラ＝ヴィハーンが紛争の対象になることは20世紀までなかった。カオ＝プラ＝ヴィハーンが紛争の対象となる伏線は、カンボジアを保護国としたフランスによるシャムの支配圏の侵食である<sup>20</sup>。フランス

- 
- 15 ジョルジュ・セデス、辛島昇他訳『インドシナ文明史』（みすず書房、第2版、1980年）245-246頁参照。
- 16 アン＝エーンの後継者アン＝チャンは、バット＝ドムボーンなどを奪還するためにヴェトナムの支援を受けて侵攻したが成功せず、ヴェトナムに逃れることになった。吉川前掲論文（注11）72-73頁参照。
- 17 石澤前掲書（注4）61頁参照。セデス前掲書（注3）245-246, 248頁も参照（ラーマ1世はバエンに「封土」として当該領域を与え、バエンとその子孫はカンボジア王ではなくバンコク朝の王に定期的な貢納を続けたことから、条約によることなく当該領域が併合されたとする。それゆえ、この併合は法的なものではなく事実上のものであり、当該領域は理論的にはカンボジアに帰属していたとする。そして、1867年のフランス＝シャム条約によって（フランスの保護の下で）カンボジアは当該領域を正式に割譲したとする）。これに対して、1845年にアン＝ドゥオンがカンボジア王に即位したときに、バンコク朝がこの3州を保持することがカンボジア、バンコク朝およびヴェトナムの間で了解事項とされたともいわれる。桜井、石澤前掲書（注12）37頁参照。なお、B・ハリソン、竹村正子訳『東南アジア史』（みすず書房、1967年）186頁は、バンコク朝は1786年にカンボジアを保護領としていたところ、ヴェトナムが1809年にそこに侵出したことから、バンコク朝が併合したバット＝ドムボーンと、ヴェトナムが従属国とした残りの部分とに、カンボジアは実質的に分割されたとする。
- 18 『王朝年代記』は、1794年にバット＝ドムボーンがウドンを都とするカンボジアの「王圏」から離れ、バンコク朝の朝貢国になったとする。北川前掲書（注13）176頁参照。「年表」石井米雄、桜井由躬雄編『新版世界各国史第5巻：東南アジア史I』（山川出版社、1999年）28, 37頁も参照。
- 19 See David P. Chandler, *A History of Cambodia* (Westview Press, 2d ed. 1992), pp. 118-119.
- 20 なお、カンボジアのクメール人は「シャムの苦境こそ自分たちの好機である

は、1893年7月13日にパークナム事件を起こし、同20日にシャムに最後通牒を通知した。それに対して、10月3日にシャムは、メコン東岸(ラオス)とメコン河の中州を割譲する条約を締結した<sup>21</sup>。1899年に、フランスはラオスを併合し、ラオス、カンボジア、コーチシナによるインドシナ連邦を完成させた<sup>22</sup>。そして、シャムは、フランスの保護民に対する裁判権などを廃止させることなどを目的として、フランスに領土の割譲を繰り返すことになる。まず、1902年2月13日の条約で、ルアンパバーン対岸、パークセー対岸を割譲し<sup>23</sup>、つぎに、1904年2月13日にストゥントゥレン、ムループレイ、トンレロバウを割譲し、さらに、1907年3月23日の条約で、バット＝ドムボーンなどの3州までも割譲したのである<sup>24</sup>。カオ＝ブラ＝ヴィハーンは、1904年条約の画定した国境の地域に存在したことから、潜在的に領土紛争の対象となりうることになった。もっとも、領土紛争が顕在化するのには、1953年11月9日にカンボジアが独立し、カンボジア王シアヌークが国民の支持を得るために同寺院の帰属の問題を政治化してからとなる。なお、シャムはイギリスにも領土を割譲している。例えば、1909年3月10日の条約で、マレー4州を割譲したのである。

## (2) カオ＝ブラ＝ヴィハーン、タイ／カンボジアと国際機構の利用

第2次世界大戦中にインドシナにおけるフランスの力が衰えるとともに、シャムは、バット＝ドムボーンなど3州の回復を試みることになった。日本の居中調停を受けて、1941年5月9日の東京条約で、タイ——1939年6月24日に、国号を植民地勢力による呼称であるとみなされたシャムから、もともとの自称であった「ムアン＝タイ」に基づいてタイに改められた<sup>25</sup>——はフランス(ヴィシー政権)から3州を返還された<sup>26</sup>。しかし、

---

という原則にたって活動する」といわれる。例えば、16世紀半ばから同世紀末まで、ビルマのタウンゲー朝がアユタヤ朝の支配圏に侵入していたときに、クメール人は南東からアユタヤ朝の支配圏に繰り返し侵入した。ハリソン前掲書(注17)84頁参照。

21 石井、桜井編前掲年表(注18)40頁参照。

22 レイ・タン・コイ前掲書(注10)115頁参照。

23 石井、桜井編前掲年表(注18)40頁参照。

24 タット前掲書(注13)130頁参照。

25 See Jumsai, *supra* note 12, pp. 5-6.

26 タイは、アンコール＝ワットだけはフランスの管轄下に残すことに同意した。

第2次世界大戦後、戦中から米英に協力していた「自由タイ」運動を引き継ぐプリーディー派政権（1944年8月～1947年11月）のタイ——1945年9月から1949年5月までは国号がタイからシャムに戻されていたが、煩瑣を避けるためにタイと表記する——は、1946年11月17日のワシントン条約で、東京条約を無効なものであると認めて、3州を再割譲した。「もう少し遅れていれば、状況は変わっていたのかもしれない」といわれるものの、タイは状況の変化を待つ余裕を与えられなかった。というのも、同年5月にフランス軍がタイ領に侵攻していたからである。5月31日にタイは国連に問題を付託したが、国連が当該問題の審議を開始する前に、フランスが国連の「主要な司法機関」である国際司法裁判所（ICJ）への付託を要請したことから、タイはそれを受け入れていた。しかし、フランスは再びタイに侵攻し、ICJに付託するという提案も撤回していたのである<sup>27</sup>。

第2次世界大戦中、タイのピブーン政権は日本と協力し、合衆国およびイギリスに対して宣戦を布告したが、それと同時に、摂政プリーディーは「自由タイ」運動を開始し、米英に協力していた。そして、1944年8月に、タイの政権はピブーンからプリーディー派に移っていた。そこで、第2次

---

*See* Jumasai, *id.*, p. 206. タイは3州で国会議員選挙をおこなうなど、民意に基づく統治の実績を打ち立てようとした。村嶋英治「1940年代におけるタイ植民地体制脱却化とインドシナの独立運動」磯部啓三編『ベトナムとタイ：経済発展と地域協力』（大明堂、1998年）110、167頁参照。なお、東京条約への署名は、「カンボジアの利益を一顧だにしないフランス植民地主義の本音」を明らかにし、カンボジアの親仏的な人々に衝撃を与えたといわれる。桜井、石澤前掲書（注12）159頁参照。

- 27 ヤン・M・ブルビーア、長井信一監訳『東南アジア現代史（下）』（東洋経済新報社、1977年）537-538頁参照。フランスがICJへの付託の提案を撤回した理由は、タイが宣戦を布告したのは合衆国およびイギリスに対してのみであり、フランスとの間に戦争状態は成立したことがなかったことから——フランスのヴィシー政府もその下の仏領インドシナも、日本と協力関係にあった——、敗訴するおそれが高かったことであるといわれる。ブルビーア同書538頁参照。なお、国連憲章第35条2項は、一定の条件の下で国連非加盟国による国連への紛争の付託を可能としている。タイが国連への提訴などに積極的であったのは、国連が領土の再割譲を要求したという理由で3州を再割譲する場合には、国内の反発が大きくなると予想されたからであるといわれる。村嶋前掲論文（注26）168頁参照。

世界大戦後、タイは連合国による政治的な制裁を受ける可能性に直面していたが、「このことは起こらず、戦争が終わった時、タイは自由国家としての地位を回復した」<sup>28</sup>といわれる<sup>29</sup>。もっとも、この記述は誤解を招きかねない。タイのフリーデー派政権がフランスの要求を受け入れた最も大きな要因は、フランスがタイに侵攻するとともに、国連の安保理常任理事国の立場を利用して、1907年に獲得し1941年にタイに返還した領土を再獲得しないかぎり、タイの国連加盟申請に対して拒否権を行使すると威嚇したことであったからである<sup>30</sup>。

ワシントン条約を締結した際に、タイは、「エスニックな、経済的な、地理的な根拠で」、ラオスおよびカンボジアがフランス領インドシナに帰属するべきかタイに帰属するべきかを、調停委員会に付託するという条件を付した。調停委員会は、ペルーのベラウンデ（常設仲裁裁判所裁判官）、合衆国のフィリップス（元駐イタリア大使）、イギリスのシーモア卿（元駐チリ大使）、タイのワン王子（駐米大使）そしてフランスのナジャール（元駐ソ連大使）で構成され、1947年5月に開催された。ワン王子は、それらの地域が独立するかタイと合併するかを、当該地域の人々の投票によって決めるべきであると主張した<sup>31</sup>。しかし、1947年6月27日の調停委員

---

28 ミルトン・オズボーン、山田秀雄、菊地道樹訳『東南アジア史入門』（東洋経済新報社、1987年）239-240頁。

29 フリーデー派政権は、ピブーン首相による宣戦布告は摂政フリーデーの署名をとまっていなかったことから憲法に照らして無効なものであったと説明し、それを連合国も受け入れた。中野亜里他『入門東南アジア現代政治史』（福村出版、2010年）113頁（福原綾子執筆）参照。また、タイの駐米公使は、本国政府の訓令に反して、合衆国に対する宣戦布告を合衆国政府に伝達していなかった。プルビア前掲書（注27）535頁参照（合衆国政府は、自国とヨーロッパの植民地宗主国とを区別し、自国の東南アジアにおける影響力を高めるために、タイとの講和交渉や賠償交渉の開始に消極的であったといわれる）。これらの事情から、タイが敗戦国という取扱いを受けることはなかった。

30 See Norman G. Owen, *The Emergence of Modern Southeast Asia: A New History* (University of Hawaii Press, 2005), p. 356. 荻原他前掲書（注12）256-257頁も参照。

31 タイは、バット＝ドムボンなどにおいて、カンボジアの独立運動の中心であった「自由クメール（クメール＝イサラク）」を支援していた。それは、当該地域などの再割譲を妨害するためであったといわれる。プルビア前掲書（注27）509頁参照。

会報告は、政治的・歴史的な考察は排除されているという理由でタイの主張を斥け、現状を修正する必要はないと勧告するに止まった<sup>32</sup>。タイの主張した反植民地主義に基づく人民自決の原則に「一瞥も与えなかった」のである<sup>33</sup>。タイは、1947年11月1日に調停委員会の勧告を受け入れないことを表明するとともに、それに代わる案として、フランスから完全に独立したヴェトナム、ラオス、カンボジアとタイで東南アジア連盟を結成することを提唱した<sup>34</sup>。この構想は実現しなかった。結局、ブリーディー派政権に代わって再び成立したピブーン政権は、1950年2月28日にフランス連合の下で独立したヴェトナム（バオダイ政権）、カンボジア、ラオスを承認し、それによって「失地」としていた3州がカンボジアに帰属することを受け入れた<sup>35</sup>。

タイにとっての「失地」がカンボジアに帰属するという現状は、国連加盟の代償として創造され、委員5人のうち4人までが植民地をもっていた国の出身であった調停委員会によって追認されただけではなく、その他の国際機構を介しても形成・強化されてきた。まず、カンボジアは、独立後、タイがカオ＝プラ＝ヴィハーンを占領していることを確知したとして、同寺院に対する主権を主張した。このとき領土紛争が発生した。1959年10月6日に、カンボジアはICJにこの紛争を付託した。1962年6月15日にICJは、この裁判の本案判決を言い渡した。この判決は、1904年条約の下で同寺院がカンボジアに帰属するとした<sup>36</sup>。1904年条約の第1条<sup>37</sup>は、ダ

32 See Report of the French-Siamese Conciliation Commission, June 27, 1947, R.I.A.A. Vol. 28, pp. 433, 448-449.

33 村嶋英治「タイにおける国民国家：歴史と展望」西川長夫他編『アジアの多文化社会と国民国家』（人文書院、1998年）102, 121, 176頁参照。

34 村嶋同論文 122-123頁参照。

35 村嶋同論文 126頁参照。

36 See Temple of Preah Vihear (Cambodia v. Thai.), *I.C.J. Reports 1962*, pp. 6, 36-37.

37 「シャムとカンボジアとの国境は、トンレ＝サップ湖の左岸において、スツン＝ロールス河の河口に発し、そこからプレク＝コンボンチアム河に達するまで東方に向かって平行に進み、ついで北方に転じ、その点からダンレック山脈に至る経路とする。そこから、一方でナンセン河およびメコン河、他方でナムムン河の流域の分水嶺に沿って進み、パダン山脈に達し、その山頂を東にメコン河に至る。その地点から上流に向かって、メコン河は、1893年10月3日条約第1条に従い、シャム王国の国境とする」。

ンレック山脈地方の国境は分水嶺 (*la ligne de partage des eaux*) とするものとし、具体的な画定をシヤムとフランスの混合委員会に委ねた。カオ＝ブラ＝ヴィハーンは分水嶺のシヤム側に所在する——ICJにおける訴訟手続の大きな部分がこの点に関して費やされたものの、ICJは他の根拠で判決を下したことから、この点に関する判断を必要であると認めなかった。しかし、フランス人のみによって構成された地図製作チームは、同寺院を国境のカンボジア側に記載した。それについては、「地図製作者が酔っており、他の人が気を逸らしたときに、その制作者が鉛筆を滑らせて、同寺院をカンボジア領にした」と言い伝えられている<sup>38</sup>。シヤムは、この地図(附属書I地図)に対して、その記載が条約と抵触すると抗議するべきときに抗議することなく、むしろそれを利用してきたことから、その地図に記載されている国境を領土紛争が生じた後に初めて争うことは許されないとされたのである。

カンボジアは、この判決は寺院のみならず「プリヤ＝ヴィヘア山」全域がカンボジアに帰属すると決定したものであると主張した<sup>39</sup>。そして、1960年代を通じて、カンボジアでは、この判決はその「失地」を回復した象徴として強調された<sup>40</sup>。これに対して、タイは、カオ＝ブラ＝ヴィハーンから同国軍などを撤退させることによって同判決を履行したとしつつ、同判決の既判力は同寺院の帰属に限定され、同寺院の周囲には及ばないとして、閣議決定によって同寺院の周囲に国境を画定し、そこにさくを設置

---

38 See Cambodia and Thailand: The Centre of the World Falls, *The Economist*, May 31, 1975, p. 41. シヤムには地図を作成する技術者がいなかったことから、1867年条約第4条もフランス人に地図の作成を委ねていた。シヤムとフランス領インドシナとの境界をメコン河のシヤム側の岸として、国際慣行である「下流への航路の中央線 (*thalweg*)」を採用していなかったことが、分水嶺を国境とする条約の規定に関する誤解の背景にあったとする指摘もある。See Jumsai, *supra* note 12, p. 204.

39 ノロドム・シアヌーク、友田錫、青山保訳『シアヌーク回想録：戦争…そして希望』(中央公論社、1980年) 81頁参照。カンボジアは失地回復の手段として国際機関を最大限利用しようとしている。例えば、シアヌークは、ヴェトナムとラオスに対して、「掌中にしたありとあらゆる外交上、法律上(ICJへの提訴)の手段を用いて、不法にもぎとられたカンボジア領土の回復を求める」としている。同書 151頁参照。

40 笹川秀夫『アンコールの近代：植民地カンボジアにおける文化と政治』(中央公論新社、2006年) 207頁参照。

した。1970年代に入ると、カンボジアは内戦状態に陥り、カオ＝ブラ＝ヴィハーン周辺は、カンプチア共産党（ポル＝ポト派）の拠点となった。そこで、カンボジアがタイに対して同寺院の問題を取りあげることはほとんどなくなった。しかし、1991年のパリ協定の締結とその後の国連による暫定統治を受けて、1993年に新たな政権が成立した後で、カンボジアは同寺院の周囲の地区に対する領土要求を再びおこなうようになった。

カンボジアは、2007年に「プリヤ＝ヴィヘア寺院」を世界遺産条約に基づく世界遺産リストに登録するように推薦した。その際に、カンボジアの主権の下にあるという前提で、同寺院の周囲の地区を遺産の保存管理のための緩衝地帯 (buffer zone) に指定することによって、1962年判決が「プリヤ＝ヴィヘア山」全域をカンボジア領であると認めていたことを世界遺産委員会に確認させようとした<sup>41</sup>。これに対して、世界遺産委員会は、タイとカンボジアの間の領土紛争を予断する措置を回避するため、両国が交渉をおこなうように勧告し、その年は決定を先送りした。そして、タイとカンボジアの間で、緩衝地帯からタイが領有権を主張している範囲を除く代わりに、タイが登録を支持するという合意が成立したことを受けて、2008年7月8日に、カオ＝ブラ＝ヴィハーンは「プリヤ＝ヴィヘア寺院」として世界遺産リストに登録された。

世界遺産リストへの登録は、世界遺産委員会が当該物件を「顕著な普遍的価値」をもつがゆえに国際的に保存管理するべきものであると認定したことを意味する。「プリヤ＝ヴィヘア寺院」は登録基準1、すなわち、「人間の創造的才能を表す傑作である」<sup>42</sup>として登録された。もっとも、同寺院がこの基準を満たすかどうかについて疑義がないわけではない。同寺院の学術的価値が傑出したものであるかどうかには疑義があることは、石井米雄他監修『東南アジアを知る事典』（平凡社）が、1999年の新訂増補版ま

41 なお、カンボジアでは、内戦終了後に盗掘が盛んになったと指摘されている。See Sandra Braman, *Art-State Relations: Art and Power Through the Lens of International Treaties*, in *International Cultural Policies and Power* (J.P. Singh ed., Palgrave, 2010), pp. 36, 42. 所在国にとってだけではなく普遍的に価値をもつ遺産の保存管理という観点のみからは、カンボジアが単独で適切な管理者であるかどうかには疑義があったといえるかもしれない。

42 Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention, para. 77 (1).

では、「プレアビヒア」という項目を掲げていたものの、2008年の新版(桃木至朗他編)で当該項目を削除していることに現れている。いずれにしろ、世界遺産リストへの登録は、当該物件の推薦国がそれを保存管理する権限をもつことの世界遺産委員会による承認も含意する<sup>43</sup>。もちろん、世界遺産条約は、このような問題に対して、第11条3項で「2以上の国が主権又は管轄権を主張している領域内に存在する物件の記載は、紛争当事国の権利に影響を及ぼすものではない」とする但し書を付している<sup>44</sup>。しかし世界遺産リストへの登録が政治的な影響をまったくもたないということは困難であるので、当該物件が建造されたときに当該領域を領有していた主体を承継していると主張する国は、たとえ現在は他の国が当該領域を領有していると考えられる場合でも、当該物件をみずからの主権の下にあるべきものであると主張することになるのである。

世界遺産リストへの登録だけでは「プリヤ＝ヴィヘア山」全域がカンボジア領であると国際的に認知させるために十分ではないと考えたカンボジアは、2011年4月28日に、「1962年判決の解釈に関する事件」をICJに付託した。すなわち、1962年判決の解釈の請求という手段で、同判決が「プリヤ＝ヴィヘア寺院」自体の帰属だけでなく、その周囲の地区についても附属書I地図に従って領有権を画定していることを決定した、と主張し

---

43 失地回復への布石として、係争領域の物件が世界遺産リストへの登録に推薦されることもある。例えば、朝鮮民主主義人民共和国による「高句麗古墳群」の登録と中華人民共和国(中国)による「古高句麗王国の王城と古墳」の登録は、将来の国境画定の際に、高句麗王国の領域を自国の領域であると主張するための布石であると考えられる。逆に、当該遺産と紐帯をもつ少数民族による失地回復運動を刺激することを防止するために、世界遺産リストへの登録を遅延させたり、回避したりしようとする場合もある。例えば、中国によるチベットの文化遺産、トルコによるアルメニア文化遺産、チリによるイースター島の文化遺産、そして、シリアによる十字軍関連遺産などの処遇は、そのような例であると考えられている。See Braman, *supra* note 41, p. 43.

44 See Convention Concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage, article 11, para. 3. 文書遺産の保存に関する一般指針の2002年改定版の第4.4.1段も、世界記憶遺産リストへの登録は、何らの一応の法的または財政的な帰結ももつものではないとする。See General Guidelines to Safeguard Documentary Heritage (Revised Edition 2002), p. 24, para. 4.4.1. もっとも、登録はユネスコが当該文書の保存に継続的で情報を受けた関心をもつことを示唆するといわれる。See *id.*, para. 4.4.2.

たのである。ICJは、同年7月18日に「暫定的非武装化地域」を設定する暫定措置を指示し<sup>45</sup>、2013年11月11日に解釈に関する判決を言い渡した<sup>46</sup>。2013年判決は、1962年判決の主文にとって附属書I地図が国境を画定しているとする認定が不可欠の前提であったことから、1962年判決の既判力は「プリア＝ヴィヘア寺院」の帰属のみならず、同寺院の周囲の地区の帰属についても及ぶと認定した。この判決によって、カオ＝ブラ＝ヴィハーンの周辺の帰属についても紛争が法的に解決したものとされた。カンボジアは同寺院周辺のタイとの国境を閉鎖し、タイからの観光客の接近を排除するとともに、カンボジア平原から同寺院に至る急坂の道を整備し、観光客の誘致に力を入れることになった。

## 2 失地回復主義の性質と前提

### (1) 国際法と失地回復主義

国際法の下で領有権の存在は、原則として、ある領域に対する2か国以上の請求が初めて衝突し、領土紛争が結晶化した決定的期日 (critical date) における権原 (title) の所在によって確定される。すなわち、決定的期日において、権原を証明する事実、例えば、紛争当事国の間の合意、先占の証拠となる実効的かつ平和的な統治権の行使、そして、領有意思の表明などに基づいて、いずれの国が領有権をもつかが確定されるのである。同じ民族と考えられる人々が係争地に所在する遺跡を建設した事実は、このような法的に「関連性をもつ (relevant)」事実該当すれば、権原の証拠となることがありえないわけではないものの、それに該当しなければ、どれほど国民的・民族的感情 (ナショナリズム) が強かろうと、法的に「関連性をもたない (irrelevant)」事実すぎず、領有権の所在を判断する際に考慮することはできないとされることがある。国際法に基づく領有権の確定の目的は、境界の「確実性および終結性」を得て、その状況について「安定性」を確立することにあるとされる<sup>47</sup>。国際法は、決定的期日にお

45 Request for Interpretation of the Judgment of 15 June 1962 in the Case concerning the *Temple of Preah Vihear (Cambodia v. Thailand)* (Cambodia v. Thai), *I.C.J. Reports 2011*, p. 537.

46 Request for Interpretation of the Judgment of 15 June 1962 in the Case concerning the *Temple of Preah Vihear (Cambodia v. Thailand)* (Cambodia v. Thai), *I.C.J. Reports 2013*, p. 282.

いて相対的に強い法的要件を証明した国の領有権を認め、その「現状 (status quo)」で歴史を凝固させる試みであり、その意味で、次に述べるような失地回復主義を封じ込めることを1つの機能としているといえることができる。

これに対して、失地回復主義は国際法が維持しようとする現状に対する挑戦の拠りどころである。それは、「決定的期日」ではなく、「自国」——自国と自国がそれを承継しているとする先行国家——の版図が最大であった時点こそが領有権の所在を固定するべき時点であるとして、それ以降に「自国」が奪われた失地を取り戻そうとする主張である<sup>48</sup>。そこで、自国の国民の「祖先」が建設した遺跡が存在する領域は、自国に帰属するべきであるとされるのである。例えば、カンボジアは、クメール王朝の遺跡が存在するシエム＝リエブ（アンコール）について、クメール王朝の支配圏に含まれていたがゆえに、その後継国家であるカンボジアに帰属するべきであると主張する。その際には、当該領域がクメール王朝の前にもどの王朝の支配圏に含まれていたか、そして、クメール王朝から「奪われた」後にどの王朝の支配圏に含まれていたかは、領有権を確定するために関連性をもつ事実ではないとする。これに対して、同じ論理に基づいて、タイは、同じ領域について、クメール王朝の支配圏に含まれていたかどうかにかかわらず、少なくとも1794年から1907年までカンボジアではなくタイの支配圏にあり、「1世紀以上にもわたってタイの一部とみなされてきた」<sup>49</sup>にもかかわらず、武力による威嚇の下でフランスに奪われた失地であるという理由で、タイに回復されるべきであると主張するのである。

失地を回復することが政治的な目標とされることは、歴史的にまれなことではない。しかし、失地回復主義が国際法および国際法に基づく秩序に対する挑戦という性質をもつようになったのは、近年のことである。20

---

47 See Temple of Preah Vihear, *I.C.J. Reports 1962*, pp. 34-35.

48 失地回復主義が大きな問題となった地域としてバルカン半島がある。地形的に寸断されているインドシナ半島は「東洋のバルカン半島」と呼ばれることもある。そして、インドシナ半島の歴史も、多数の中小国家群が抗争を繰り返す政治的に不安定なものであった。石井前掲書（注7）3頁参照。なお、大タイ主義（汎タイ人主義）が必ずしも特定の領域に対する請求と組み合わせられるとはかぎらないように、失地回復主義と民族統一主義とは異なる。

49 オズボーン前掲書（注28）94頁。

世紀に至るまで、国際法は、ある国が宣戦布告または最後通牒を経て戦争を開始し、征服によって領土を他国から獲得する権利を認めていた。その時代には、失地の回復は戦争という手段で法的に可能であり、歴史は戦争を通して更新されていた。それに対して、国連憲章が武力行使を限られた例外を除いて禁止し、この規則が対世的 (*erga omnes*) に効力をもつ強行規範 (*jus cogens*) であるとすら考えられている現在では、失地を回復するための武力行使も、急迫性などの自衛権行使の要件を満たさないかぎり認められない。国際法の一義的な目的は、失地の回復などの「実体的正義」の実現ではなく、武力による現状の変更を阻止すること自体であるとされるのである。このような国際法秩序の下では、歴史は更新されえなくなった。国際法が失地回復主義の圧力を受け止めるために可能であるのは、遺跡の存在などを権原の証拠として法的に「関連性をもつ」事実であると認めたとうえで、正当であると認められる失地の回復を実現するための実効的な平和的手段を整備することである。しかし、現行国際法は、そのような整備の必要性を認めていない。

## (2) カオ＝プラ＝ヴィハーンをめぐる失地回復主義

カオ＝プラ＝ヴィハーンをめぐる紛争には、このような失地回復主義の特徴がよく現われている。シャムにおいて失地回復の主張が定式化された1940年代前半に「失地回復のイデオログ」であったといわれるルアン＝ウィット大臣は、失地回復主義をとる理由を「民族の名誉」および地域大国として独立を護ることにしている<sup>50</sup>。カオ＝プラ＝ヴィハーンが安全保障上または経済的に重要性の高い場所であったとするならば、失地回復主義は単なるスローガンにすぎず、真の紛争の原因は他にあるというべきであるかもしれない<sup>51</sup>。しかし、同寺院が所在するコラート高原は、タイとカンボジアとの国境地域であるものの、人口が少ない地域であり、安全保障上とくに重要性が高いわけではない。そもそも、コラート高原の

50 村嶋前掲論文(注26)121-122頁参照。

51 なお、国内における利権が失地問題と絡み合っている場合もある。例えば、1991年2月23日のタイにおけるクーデタの原因の1つは、カンボジアとの国境紛争に対処するという名目で通常兵器の予算の拡大などを求める軍の利権を削減しようとした政権に軍が反発したことでありといわれる。末廣昭『タイ：開発と民主主義』(岩波書店、1993年)109-110頁参照。

土壌は熱帯アジアにおいて最も肥沃度が低く、その地域は自給経済を中心とする貧困な地域である<sup>52</sup>。1960年代にも、この地域はタイ国内で経済的に最も遅れているといわれていた<sup>53</sup>。それゆえ、カオ＝プラ＝ヴィハーンの帰属を対象とする紛争を経済的な動機によるものであると説明することも困難である。たしかに、経済合理人を想定し、紛争の原因を功利的に説明しようと試みるのが当該紛争の理解を深める場合もある。しかし、「歴史は感情的な側面から構成される」<sup>54</sup>ことがあることも事実である。人々の感情に訴える失地回復主義のような主張が人々をかき立て、国際紛争を発生させたり悪化させたりすることもあるのである。

### (3) 失地回復主義の前提

失地回復主義は、何らかの歴史的な事実を取りあげて、それを領有権の根拠とする。しかし、失地回復主義が前提とする「歴史」は、歴史学の知見を反映するものというよりも、歴史学の観点からは疑義があるものの政治的な目的を促進するために構成されたものであることも少なくない。例えば、当該領域を失った当時の政治体とその領有権を主張している国家とが単線的に継続している同一の主体——「自国」——であるかどうかの問題となる。カオ＝プラ＝ヴィハーンの問題でいえば、現代のカンボジアがクメール王朝の唯一の後継国家であるかという問題である。この点で、カンボジアにおいては、カンボジア国民である少数民族を含まない狭義の「クメール人」がカンボジアを支配してきたとする歴史観が形成されてきたことが想起される。クメール語によって書かれた初のカンボジア国史（1926年刊行）は、「少数民族を含まない狭義の『われらクメール人』が連綿とカンボジアを支配してきたことを狭義の『われらクメール人』に教え込む」ことを目的として書かれたものであり、「国民の歴史ではなく、民族の歴史として書かれた」といわれる<sup>55</sup>——もっとも、「われらクメール

52 福井捷朗「村の意味論」矢野暢編『講座東南アジア学第1巻：東南アジア学の手法』（弘文堂、1990年）111, 112-113, 126頁参照。

53 石井米雄「『グローバル化』と伝統社会」毛利和子他『アジアの21世紀：対立と協調』（アジア書房、2001年）79, 82頁参照。

54 See Andrew F. Burghardt, *The Bases of Territorial Claims*, *Geographical Rev.*, Vol. 63, No. 2 (1973), pp. 225, 232.

55 笹川前掲書（注40）143-144頁参照。なお、1925年の講演に基づいて1927年

ル人」の定義が変化し、そこから「中国人」や「ヴェトナム人」が他者として措定されて排除されることになったのは1930年代後半であり<sup>56</sup>、タイ人に対する他者意識が強化されたのは1940年代前半であったといわれる<sup>57</sup>。しかし、クメール王朝の下にあった人々が現在の「クメール人」だけの祖先であるかどうかは明らかではない。「古代文明を作った人々と現代の国民との間に現実的な継続性があるとはいえない」<sup>58</sup>という方がむしろ正確であると考えられる。1996年に出版された著書では、「カンボジア人種」は、カンボジアに約800万人居住しているだけでなく、南ヴェトナムに約200万人、タイに約300万人居住しているといわれるのである<sup>59</sup>。また、タイ語はタイに加えて、中国南部、ビルマ（ミャンマー）、ラオス、カンボジアおよび半島部マレーシアで使用されている。この事実は、地図上に引かれた国境線が人為的なものであることを表わしており、言語が共通であることが国家建設の基盤となるのなら、ラオスの低地地帯をタイから分割することは正当化できないといわれる<sup>60</sup>。

また、クメール民族が中心となってある領域に国家を建設したことがあ

---

に公刊されたルイ＝フィノー『アンコールの起源』のクメール語訳（1928年）もカンボジア国民というよりも「民族としてのクメール人」を読者として想定していたといわれる。笹川同書108頁参照。

56 笹川同書194-195頁参照。

57 笹川同書197-198頁参照。

58 河野靖『文化遺産の保存と国際協力』（風響社、1995年）359頁。碑文などの解説に基づいて同定されるアンコールの王統と『王朝年代記』に記載されている王統とは明らかに断絶していることから、アンコールの王朝にカンボジアの現王家がつながるとする主張は、フランスの創造した植民地史学の「成果」を無批判に受け入れたものであるといわれる。笹川前掲書（注40）54頁注1参照。

59 今川幸雄他『カンボジア民族の文化遺産：アンコールの遺跡』（ぱんたか、1996年）36頁参照。

60 オズボーン前掲書（注28）10頁参照。飯島明子他「上座仏教世界の形成」石井、桜井編前掲書（注18）133頁も参照（南西タイ諸語を使用する「タイ人」は、タイとラオスでは国民の多数派を占めるが、ヴェトナム、中国、ビルマおよびインドにおいては独自の国家をもたない「少数民族」の人々と位置づけられていると指摘する）。もっとも、「タイ人」が汎タイ的アイデンティティをもってきたとはかぎらず、「『タイ人』アイデンティティはあくまでもそれぞれの生活地域における国家を含まさまざまな他者との関係において意識され、存在する」といわれる。飯島他同論文135頁参照。

るゆえに、その子孫である現代の「クメール人」が当該領域を領有することが正当であるとする、クメール王朝が建国される以前に、当該領域に国家を建設したことがある人々が存在したとすれば、その人々の子孫も当該領域を領有する正当性をもつはずである。クメール人が5、6世紀に支配圏を確立する以前に、カンボジアは2度の大きな移民の波を経験したといわれる——その時期の状況は、人の流れというよりはむしろ文化の流れであったとする主張もあるが、「この問題は未解決である」<sup>61</sup>。この問題が解決される時がくるならば、「クメール人」以外の人々が失地回復主義に基づいてカンボジアの領有権を主張するかもしれないのである。

### 3 東南アジア大陸部の「王圏」構造と主権国家

#### (1) 「王圏」構造と主権国家

1979年に初版の公刊された著作は、東南アジア近現代史の特徴として「過去百年にわたって、昔からのあいまいな国境と行政上の協定がおおいに整備されたこと、それによって古くからの国家の存在が確認され、新しい国家の領土の境界が定められた」<sup>62</sup>ことを挙げる。この記述は、「古くからの国家の存在」をとくに検討することなく前提としている<sup>63</sup>。このような歴史観は、ICJの1962年判決が下された時期には自明視されていた。しかし、1970年代以降、それを再検討しようとする議論が活発になった。それによって、前近代の東南アジア大陸部は、明確な国境に画された領土をもつ領域国家の共存する世界とは異質な世界であったことが明らかにされてきた。例えば、タイの歴史については、近代国家の歴史をモデルとして20世紀前半に構成された「公定史観」に対して、一方で、バンコク朝が単独で屹立していたわけではなく、その周辺に多数の政治体が多中心的に存在していたとする批判的な視点が共有されるようになってきたといわれる<sup>64</sup>。他方で、主権をもつ首都がスコタイ、アユタヤそしてバンコク

61 オズボーン前掲書（注28）131頁。

62 オズボーン同書281頁（強調筆者）。

63 なお、国民国家の集合であるASEAN（東南アジア諸国連合）がこの地域全体を代表しつつある現状は、国民国家の存在を自明視させることになりかねないという点で、東南アジアを認識するためには「もろ刃の剣である」といわれる。桃木至朗『世界史リブレット⑩：歴史世界としての東南アジア』（山川出版社、第2版、2003年）84頁参照。

と単線的な系譜で移ってきたのではなく、スコータイ朝の成立以前にも何らかの「首都」が存在した可能性や、スコータイとアユタヤという2つの「首都」が同時に存在していた時期があった可能性が受け入れられるようになって<sup>65</sup>。もっとも、タイ史学などのこのような傾向に対して、カンボジア史のみは「その前提を疑わずに今日まで来てしまった」<sup>66</sup>といわれる。例えば、クメール王朝の最大版図を表す地図は、それぞれの地域に生活し、王朝から独立性をもって政治体を形成する可能性をもっていた人々については考慮していないままであると指摘されているのである<sup>67</sup>。

土地のわりに人口が希薄な東南アジアにおける政治権力の関心は、とりわけ人力の確保におかれていた<sup>68</sup>。広大な未耕地が存在したことから、土地という絶対的な生産要素を介して支配することは不可能であり、地縁的集団としてではなく独立した世帯を個別に支配することになったのである<sup>69</sup>。例えば、シャムにおいては、かつては、ほとんどの法令が中間役人

- 64 増田えりか「タイ：『タイ史』の死角への挑戦」東南アジア史学会40周年記念事業委員会編『東南アジア史研究の展開』（山川出版社、2009年）67, 72頁参照。
- 65 石井米雄「タイにおける『公定史観』をめぐって」『タイ近世史研究序説』（岩波書店、1999年）2, 9頁参照。
- 66 北川香子「ポスト・アンコール」桜井由躬雄編『岩波講座東南アジア史第4巻：東南アジア近世国家群の展開』（岩波書店、2001年）133頁。
- 67 See Jumsai, *supra* note 12, p. 12.
- 68 飯島他前掲論文（注60）165頁参照。この地域の人々は物質的充足感をもち、よりよい生活を求めて他国を略奪するの必要性を感じないくらいであったといわれる。石澤前掲書（注4）367頁参照。なお、東南アジア大陸部における民族の分布については、陸地の国境ではなく、川を基準とする方が把握しやすいといわれる。新谷忠彦「解説『シャン文化圏（タイ文化圏）』研究とシャン語（タイ語）で書かれた王統記」『知られざるアジアの言語文化第1巻：タイ族が語る歴史：「センウィー王統紀」「ウンボン・スィーボ王統紀』（雄山閣、2008年）1, 7頁参照。
- 69 田中忠治『タイ：歴史と文化』（日中出版、1989年）74, 82, 222頁参照。石井前掲書（注7）272頁も参照（人口希薄な前近代のシャムにおける国王の関心は、もっぱらマンパワーを有効に支配することであったと指摘する）。なお、前近代のマレー系の王国についても、河口を中心とした小さいまとまりにすぎず、「ジャングルの中にポツンポツンと小さな国が島のように浮かんでいた状態」であり、「国と国の間はジャングルで隔てられていたので国境線は必要なかった」といわれる。野村享「多民族国家マレーシアにおける国民統合」

に命令する形式をとっていた。内と外とを明確に画された全体集団としての国民と、それを構成し、国家の義務を遂行すべき国民という概念が使用されるようになったのは、19世紀末からであるといわれる<sup>70</sup>。旧制度は、パトロン＝クライアント関係の連鎖を介して人々を統治した分権的な制度であり、その下で、統治者の関心は中間役人を焦点としており、臣民を直接的に把握しようと試みることはなかった。それに対して、19世紀末からは統治者が個々の臣民に視線を向けるようになり、1人ひとりに納税や兵役の義務を命じ始めたというのである<sup>71</sup>。同じように、カンボジアにおいても、クメール王朝時代から19世紀半ばまで、「政府＝統治とは、地位のネットワークを意味していた」<sup>72</sup>といわれる。このような性質から、1つの「くに」が2つ以上の王朝に従属することもまれではなく<sup>73</sup>、また、中央＝地方関係と相似的な支配＝従属の関係が地方の権力者同士にも存在した。

東南アジア大陸部の王朝体制の下で、中心と周縁（辺境）との間に密接なつながりは存在せず、個々の「くに」（権力中心地）はほとんど独立して存在し、「くに」と「くに」との間も「国境」で区画されていたということは困難であるといわれる<sup>74</sup>。多くの場合には、1つの王朝の支配圏と、

---

西川他編前掲書（注33）68, 70-71頁参照。

70 小泉順子『歴史叙述とナショナリズム：タイ近代史批判序説』（東京大学出版会、2006年）31-32頁参照。

71 小泉同書37-38頁参照。なお、タイにおける「保護者－被保護者間の結び付きは、自発的で、どちら側からでも、その関係を切ることができる」ものであるといわれる。See Lucien M. Hanks, *The Thai Social Order as Entourage and Circle, in Change and Persistence in Thai Society* (G. William Skinner & A. Thomas Kirsch eds., Cornell University Press, 1975), pp. 197, 199. なお、シャムは、王室が「国土」と「国土の奴隷」を所有していた時代から、資本主義に則った経済を運営するために「国家」と「国民」を指導する時代になったといわれる。チット・プーミサック、坂本比奈子訳『タイ族の歴史：民族名の起源から』（勁草書房、1992年）240頁参照。

72 Chandler, *supra* note 19, p. 142.

73 オズボーン前掲書（注28）91頁参照。前掲注12も参照

74 オズボーン同書51頁参照。点として所在し、他の社会集団との関係で特殊な政治機能をもつ権力体が「国家」であったともいわれる。矢野暢『東南アジア世界の構図：政治的生態史観の立場から』（日本放送出版協会、1984年）84頁参照。

それと並び立つもう1つの王朝の支配圏との間には、人口の希薄な森林や水面が広がっており、それらの間の境界が意識されるのは、人が通路として往来する地点においてのみであった<sup>75</sup>。例えば、ダンレック山脈からコラート高原までの地域は、19世紀まではシャムの政治圏に含まれていたが、1904年のシャム＝フランス条約でカンボジアに割譲された後も、その地域と南ラオスとの交流は継続していたといわれる<sup>76</sup>。シャムが国境を厳格に管理するようになり、国境周辺の住民の移動を制限し、越境を試みると狙撃されるといいう危険が初めて生じたのは、1950年代になってからであったといわれる<sup>77</sup>。

東南アジアの王朝は「マンダラ型国家」<sup>78</sup>と呼ばれることもある。ある王朝の支配圏の外延は、王の権力がその時点で到達する範囲であった。王と個々の「くに」との関係は、その距離が近ければ強いが遠ければ弱まるようなものであり、そのときの王の力に応じて伸縮したのである<sup>79</sup>。王の支配力が弱くしか及ばない「くに」は、貢物を献送する代わりに称号が授与されるという象徴的な交換をおこなうに止まることもあった。このような性質から、「王国」という領域支配的な用語に代えて、「王圏(Kingcosm)」という概念を新たに铸造し、顕現されるエネルギー(権威)によってその境界が伸縮する文化的統一体として「国家的なるもの」を把握しようとする立場も唱えられている<sup>80</sup>。点として存在する小型家産国家が結びつくことによって拡がりのある支配圏が発生するという意味で、「王圏」と呼ぶのである<sup>81</sup>。

75 北川前掲書(注13)14頁参照。桃木前掲書(注63)55-66頁も参照。

76 北川前掲書(注13)35頁参照。なお、1904年条約は、南ラオスのチャンパサックをフランス領ラオスに編入したことによって、「1つの民族ラオ人が東北タイとラオスに分裂する」契機となった。桜井由躬雄他『地域からの世界史第4巻：東南アジア』(朝日新聞社、1993年)169頁(桜井執筆)参照。

77 村嶋前掲論文(注33)103-104頁参照。

78 桜井由躬雄、石井米雄「メコン・サルウィン川の世界」石井、桜井編前掲書(注18)79,99頁参照(近代国家のように権力核が単一ではなく、複数の権力核が併存しており、おのおのの勢力範囲は、支配者の個人的資質に従って大きく伸縮する「マンダラ型」国家であったとする)。

79 石井米雄、桜井由躬雄「東南アジアの大陸部世界」石井、桜井編前掲書(注18)3,6頁参照。

80 矢野前掲書(注74)88頁参照。

81 矢野暢「東南アジアにおける『国家』と『支配』：試論」石井米雄編『東南ア

地方の「くに」の独立性については、19世紀半ばにシヤムやカンボジアを探訪したアンリ＝ムオの著書からも明らかである。例えば、「シヤムの国境は時代により著しく相違してゐる。現在でもなほ、西部はともかく、その他の方面では殆ど正確なものは知られてゐない。といふのが、国境の大部分は多少とも独立した種族によつて占められてゐるからである」<sup>82</sup>という記述である。ムオがカンボジアのプンプ＝カ＝デイの「酋長」にカンボジアの第2国王の親書を提示したときには、その「酋長」は文字を読めないといつてそれをさし返した。当該親書は「王から私の行く先々の酋長宛に認められたもので、私の旅に必要な車を借し与えよと書いてある」とムオが説明したときにも、『「車なんか無い。」それが酋長の答へのすべてであつた」といわれるのである<sup>83</sup>。これらの記述は、村落の自律性が高いヴェトナムにおいて「王法も村落の秩序には及ばない」という俚諺があることを想起させる<sup>84</sup>。現代でも、この地域では県と村落における伝統的指導者たちの権力はきわだって強いままであり、そこに権力の性質における継続性が現れているといわれる<sup>85</sup>。

問題は、シヤムとその朝貢国であるカンボジアとの関係がどのようなものであつたかである<sup>86</sup>。アユタヤ朝のラーマカムヘン王の時代から、その服属国などは4等に分類されていたといわれる<sup>87</sup>。そして、バンコク朝の

---

ジア世界の構造と変容』（創文社、1986年）233、237-240頁参照。

82 アンリ・ムオ、大岩誠訳『タイ・カンボジア・ラオス諸王国遍歴記』（改造社、1932年）63頁。

83 ムオ同書153頁参照。ムオは、シヤムの宰相の書簡を提示したときに、「結局何の甲斐もなかつた。知事は、もし牛なり象なりを必要とするなら森で捕へるがよからうとのみ答へたのである」という経験も記述している。ムオ同書287頁参照。なお、トンレ＝サップ「湖のまん中に大きな棒抗ツツが立ってゐて、それがシヤムとカムボヂアの国境を示してゐる」とも記述している。ムオ同書175頁参照。

84 石井前掲書（注7）309頁参照。

85 オズボーン前掲書（注28）276頁参照。

86 シヤムは、1826年のチャオ＝アヌの反乱を鎮圧して以降、ラオスのヴィエンチャンおよびチャンパサックを隷属させた。また、ルアンプラバンは「名目上独立を保つてはいたもののタイの朝貢国で、王宮には宗主国タイから派遣された弁務官が常駐して行政を監視していた」。石井前掲書（注7）354頁。

87 畿内、大國および朝貢国という3分類であつたとする説明もある。吉川前掲論文（注11）70頁参照。

ラーマ1世の時代には、東北タイの一部やバット＝ドムボーンなどに対する中央政府の管理が強化され、支配地域が拡大された<sup>88</sup>。バンコク朝は、地方（ホア＝ムアン）の統治を中央政府の南部省、北部省および大蔵省外務部（クロマ＝ター）の3つに委ねた。その直轄地はバンコク周辺の数か所にかぎられ、その他の地方はそれぞれの地元の有力者を知事（チャ＝ムアン）に任じて、その者に統治をほぼ一任する食国（キン＝ムアン）と呼ばれる間接統治であった。さらに、北、東北、南の国境地帯には、「金樹銀樹」または特産品を1年または3年に1度ずつ貢納し、バンコク朝が戦役をおこすときには兵員を提供する義務を負う朝貢国が存在した。バンコク朝が朝貢国の内政に介入することはほとんどなかったといわれる<sup>89</sup>。なお、カンボジアは最も独立性の認められる第1等とされたのに対して、カンボジアから分離されたバット＝ドムボーンなどは第2等に位置づけられた<sup>90</sup>。バット＝ドムボーンなどは、カンボジアほどは独立性を認められず、シャムとカンボジアとを引き離す緩衝地帯とみなされたともいわれる<sup>91</sup>。

## (2) 「王圏」構造と文化

土地を介して支配することができないことから、東南アジア大陸部における人的な支配は精神的に補強されることになった。すなわち、被支配階層が支配を正当なものと認め、支配階層に服従することが義務であると感じられるような社会通念が作り出され、それが倫理化されたのである<sup>92</sup>。それゆえ、文化の政治的な意義が極端に高いことになり、「社会の文化体系のなかに支配・服従の論理が内包されていて、それは政治的というより、文化的現象である」<sup>93</sup>といわれる。例えば、この地域のナショナリズム運

88 「ラーマ [1世]」石井米雄編『タイの事典』（同朋舎出版、1993年）338, 340頁（ニティ・イーオシーウォン執筆、吉川利治訳）参照。

89 村嶋英治「タイ近代国家の形成」石井、桜井編前掲書（注18）397, 398頁参照。

90 See J. Kathirithamby-Wells, *The Age of Transition: The Mid-eighteenth to the Early Nineteenth Centuries*, in *The Cambridge History of Southeast Asia, Volume One: From Early Times to c. 1800* (Nicholas Tarling ed., Cambridge University Press, 1992), pp. 572, 583.

91 See Kathirithamby-Wells, *id.*, p. 582.

92 田中前掲書（注69）86頁参照。

93 矢野前掲論文（注74）240頁。東南アジアにおける社会現象は、その歴史、文化をも含めた全体との関連で、総合的に認識しなければ、その真実に迫れ

動においては、文化が常に中心的な関心事であったのである<sup>94</sup>。タイにおいては、1930年代から1940年代の立憲革命期のナショナリズムのなかで「文化」が概念化され、民族と不可分なまでに深く結びつけられた<sup>95</sup>。そこで、「タイにおける『革新』とは、つねにタイの本源的なるものに回帰しようとする論理を秘める」<sup>96</sup>のである。

## 4 タイとカンボジアにおける失地回復主義の形成

### (1) タイにおける失地回復主義の形成

先に述べたように、第2次世界大戦の時期にタイの失地回復主義が定式化された。それによると、「失地」とは1867年から1907年までに「フランスが武力あるいは策略を用いてタイから奪った領土」であり、そのなかにはカンボジア、ヴェトナム北部のシブソン＝チュタイ地方、メコン河左岸地方、ルアンパバーンおよびパークセーの対岸地方と、バット＝ドムボン、シナム＝リエブ、シソーボンが含まれる。その総面積は46万7500平方キロに及ぶ<sup>97</sup>。これらの土地は、主としてラーマ4世（モンクット王）の時代にシャムが割譲したものである。ラーマ4世は、ヨーロッパ列強のうちの1国がシャムに戦争を宣言しそれを植民地化する口実として利用しうる事件を起こさないために、領土の割譲という譲歩をおこなったといわれる<sup>98</sup>。このような戦略は、東南アジア大陸部ではまれなものではない。例えば、1318年に、皇帝ツァオウォンテーホーセンは、自領に侵攻してきたツァオロンスーカーンパに対して、「水、土地、村、国がほしくてここへ来たのか。それでは次の国をあげるのだから、それから先へ進むことはやめなさい。… [それらの国を] お前にやるから、双方は戦うことなく、武器をおいて和解しなさい」と命令したといわれる<sup>99</sup>。

---

ないといわれる。田中前掲書（注69）247頁参照。

94 池端雪浦「総説」池端雪浦編『岩波講座東南アジア史第7巻：植民地抵抗運動とナショナリズムの展開』（岩波書店、2002年）1, 18頁参照。

95 村嶋英治「タイ国の立憲革命期における文化とナショナリズム」池端編前掲書（注94）241, 244頁参照。

96 矢野暢「『政治』の成立」矢野暢編『講座東南アジア学第1巻：東南アジア学的手法』（弘文堂、1990年）244, 260頁。

97 石井前掲書（注7）283頁参照。

98 オズボーン前掲書（注28）93頁参照。See also Jumsai, *supra* note 12, p. 106.

99 「センウィー王統紀」新谷前掲書（注68）93, 138頁参照。

シヤムの失地が形成されたときの具体的な事情は以下のようであった。1888年4月に、フランスは、メコン河の中・下流部の左岸（ラオス）はもともとヴェトナムの保護領であったと主張し、当時シヤムの服属国が存在したそれらの領域を要求した。シヤムは、ラオスおよびヴェトナムと自国との間に当時の状況を反映する国境が画定されることを期待し、フランスの調査隊を受け入れた<sup>100</sup>。フランスの侵出を受けて、1892年頃には、シヤムの指導者のなかには、イギリスの保護国となってその領土を保全しようと主張する者もいた。しかし、イギリスは、フランスとの対立を欲さず、フランスの要求がメコン河流域に止まるかぎり、フランスの要求を認めるようにシヤムにうながした。イギリスが反対しないことに力を得たフランスは、1893年3月12日に、メコン河左岸からシヤム軍が撤退するよう要求し、同年4月1日からシヤム領に侵入した<sup>101</sup>。3日後に、シヤムは、現状に即して国境を画定すること、国境について合意が成立しない場合には仲裁裁判によること、そして、国境が画定されるまでメコン河左岸に非武装地帯を設けることなどを提案した。フランスは、それらの提案を拒否し、チャオプラヤ河で交戦した後、軍艦をバンコクまで遡航させた。同年7月20日に、フランスは、これらの武力による威嚇を背景に、メコン河左岸の割譲と200万フランの賠償金などを要求する最後通牒を突きつけ、それを受諾しない場合は、海上封鎖すると宣言した。シヤムはイギリスの助言を求めたが、イギリスはシヤムとの接触を拒否した。同月26日に、フランスは海上封鎖を実施した。その3日後に、シヤムは最後通牒の受諾を通知したが、翌30日にフランスは、シヤム領土内のメコン河右岸25キロまでを非武装地帯とすることや、チャンタブリーの保障占領などを要求に追加した。結局、シヤムはフランスの要求をすべて受け入れる条約および付属書に1893年10月3日に署名した<sup>102</sup>。

シヤムは、保障占領されたチャンタブリーがフランスに併合されることをおそれ、1904年2月13日に、ルアンパバーン対岸などを割譲する代わりに、フランスがチャンタブリーを条件付きながら撤退すること、および、フランスの管轄権の下にある地域で出生したアジア人（中国人を含む）とその子のみを保護民とすることに同意するとする条約に署名した<sup>103</sup>。とこ

100 村嶋前掲論文（注89）409頁参照。

101 村嶋同論文410頁参照。

102 See Jumsai, *supra* note 12, pp. 184-185. 村嶋前掲論文（注89）411頁参照。

ろが、フランスの国会がその批准を支持しなかったことから、シャムは、チャンタプリーからの撤退を確実なものとするため、さらに譲歩し、1904年6月29日に、トラートと北タイのダーンサーイも割譲する代わりにフランスがチャンタプリーを撤退するとする附属書に署名した<sup>104</sup>。さらに、フランスは、アジア人保護民の領事裁判権をフランスがシャムに返還する代わりに、バット＝ドムボーンなど3州をシャムがフランスに割譲することを提案した。1907年3月23日に、シャムはこの提案を受け入れる条約に署名し、同年7月3日に当該3州はフランスに引渡された<sup>105</sup>。

## (2) フランスによるカンボジアの「失地回復主義」の形成

失地回復主義の論理は、植民地宗主国によって採用され、喧伝されることもあった。フランスの官僚や学者は、クメール王朝がアンコールを放棄した後のカンボジア史を「カンボジアの領土」が削り取られる過程として描き出そうとしてきた。というのは、カンボジアをそのような衰退状況から救い出し、古代の栄光を回復する行為として、フランスによる植民地化を正当化しようとしたからである<sup>106</sup>。現代のカンボジアも、フランスによって創造されたこのような歴史観を引き継ぐことが有用であるとして、クメール王朝（の最大版図）を継承するものとしてカンボジアを位置づけている<sup>107</sup>。例えば、フランスの学者は、1907年条約によってフランスが

---

103 フランスは、シャム人が納税や徴兵の義務を免れるためにフランスの保護民として登録することを認めた。これは、シャムがこのような登録を廃止する代わりに領土を割譲するように仕向けるための意図的な政策であったといわれる。村嶋前掲論文（注33）105頁参照。なお、1904年4月8日に、イギリスはフランスと影響圏の境界を画定する条約（「英仏協商」）に署名していた。

104 村嶋前掲論文（注89）415-416頁参照。この付属書の署名を受けて、1904年条約は同年12月に批准された。

105 村嶋同論文416頁参照。永積昭『新書東洋史⑦：東南アジアの歴史』（講談社、1977年）141-143頁も参照。

106 笹川前掲書（注40）138-139, 165, 229頁参照。北川前掲書（注13）1, 10, 15頁も参照。

107 桜井由躬雄「総説」桜井由躬雄編『岩波講座東南アジア史第1巻：原史東南アジア世界』（岩波書店、2001年）1, 24頁参照。笹川前掲書（注40）222, 230-233頁も参照。なお、現状の国境を正当化するために、カンボジア人が宗主国などの作成した地図に依存する例として、シアヌーク前掲書（注39）59頁参照（カンボジアとヴェトナムとの国境線はフランス植民地時代の地図および

シヤムから「カンボジアの栄光の発祥の地を取り戻した」というために、1794年のシヤムによるバット＝ドムボーンなど3州の併合について、バエンがみずからの個人的な利益のためにシヤムに服属したと説明した<sup>108</sup>。すなわち、バエンは個人的な打算からシヤムの指示に従い、その承認を受けようと立ち回った「犯人」とされ<sup>109</sup>、併合が国際法の下でカンボジアの同意を証明する条約によらなかったことが強調されたのである<sup>110</sup>。しかし実際には、シヤムは、ラーマ1世の前のトンブリー朝のターク＝シンの治世から、バット＝ドムボーンなどをトンレ＝サーブ地域に進出する前線基地としていたことから、バット＝ドムボーンの併合は、バエンの個人的な欲望で説明するべきものではなく、シヤムの軍事活動の延長に位置づけるべきものであると指摘される<sup>111</sup>。そして、1907年条約による3州の回復も、「初めからカンボジアのために奪回したのではなく、あくまでもフランスのインドシナ支配を確立する意味で遂行したものにすぎない」<sup>112</sup>といわれる。フランスの資料は、帝国主義に基づく政策目的を正当化するために都合のよいように操作されていることがあるので、カンボジア史を研究する際には、フランスの情報に全面的に依存することはできないといわれるのである<sup>113</sup>。

## 5 失地回復主義と文化的支配圏の結合

### (1) 文化と国家の形成

アイデンティティの基盤として民族または人民の文化を強調することは、植民地が独立する過程などでは必要なことであった。文化的独立論や文化多元主義などの理念は、民族などがそれぞれ立脚する歴史を確認するという意味をもつと同時に、複数の民族が対等な立場で連帯するための未来志向なものとされた<sup>114</sup>。実際に、このような理念の実現に成功したと考

アメリカが作成した地図に画定されているとする)。

108 北川前掲書(注13)95-96頁参照。

109 北川同書184頁参照。

110 前掲注17参照。

111 北川前掲書(注13)184-185頁参照。

112 桜井、石澤前掲書(注12)64頁。

113 See Jumsai, *supra* note 12, p. 82.

114 河野靖「文化遺産の保存と国際協力」石澤良昭編『講座文明と環境第12巻：文化遺産の保存と環境』(朝倉書店、1995年)181, 188頁参照。

えられる例がインドネシアにみられる。インドネシア政府は、その国民が国内観光を通して自国の多様な文化に触れることが同国の国是である「多様性のなかの統一」の実現に貢献するとして、国内観光を推奨した。その結果、1991年には、インドネシア国民160万人が同国のボロブドゥール遺跡を訪問することになった（同年、同遺跡を訪問した外国人は23万人であった）。インドネシア国民の90%はイスラーム教徒であり、1970年代には、仏教遺跡であるボロブドゥールを修復することに対して国民のなかに強い反対があり、1985年1月にはイスラーム過激派が遺跡の一部を爆破していた。それにもかかわらず、1990年代にボロブドゥールを観光する国民がこのように多数になったことは、国民の多くがボロブドゥールを宗教的な相違を超えて国民全体の遺産として受け入れたことを意味すると考えられているのである<sup>115</sup>。

## (2) 文化圏と国家領域

文化は、国民にアイデンティティを与え、国家統合に寄与するだけではなく、国境の外に存在するがその文化圏に含まれる遺産の存在する領域について、失地回復主義に基づく請求を構成する根拠になることがある。このような発想が表れた例として、東北タイに存在するパノン＝ルン寺院のまぐざいし楣石（リンテル）の帰属が問題となった例がある。同寺院は、12世紀前半にクメール王朝の文化圏で造営されたヒンドゥー教寺院である。しかし、同寺院は建造後まもなくアユタヤ朝の支配圏に入り、以来、シャムの支配圏に留まっている。1935年3月9日にシャムは同寺院をその国家的記念物として登録した<sup>116</sup>。この寺院は、ヴィシュヌ神の横臥像の刻まれた楣石で知られていたが、その楣石がヴェトナム戦争の時期に取り去られ、行方不明となった。ところが、その楣石が合衆国のシカゴ美術館で展示されていることが発見されたことから、1972年に、タイ政府は当該楣石の返還を請求し、15年以上の年月を経て1988年11月にそれが返還されたのである。

この楣石の返還問題は、当初、政府による法的請求という性質が強かつ

---

115 河野同論文189-190頁参照。

116 河野前掲書（注58）384頁参照（王室官報第52巻75部で指定が公表されたとする）。この寺院はアユタヤ様式に先立つ「ロブプリ様式」の代表的なものであるといわれる。河野同書385頁参照。

たが、後に、それは心情的な性質の強い大衆運動になったといわれる<sup>117</sup>。美術館による入手の経緯がアメリカ法に照らして合法的なものであったとする主張は「色あせたもの」になり、第2次世界大戦以前から国家的記念物に指定し保存管理措置をとっていたタイ政府の主張の方が正当であると考ええる人がアメリカでも増えたのである<sup>118</sup>。タイがパノン＝ルン寺院を保存管理してきたことは、タイ文化がスコタイ朝以来の仏教系文化だけではなくそれ以前のクメール系の文化も含むという立場の表れであったが<sup>119</sup>、それは正当であると考えられるようになったのである。このときに美術館が依拠したのが、在米カンボジア人の主張である。それは、パノン＝ルン寺院はカンボジア人の先祖であるクメール人が造営したものであるため、問題の楣石は文化的にはカンボジアのものであり、タイへ返還されるべきではないというものであった<sup>120</sup>。

クメール文化の遺跡はすべてカンボジアが引き継いでいるはずであるとする主張に対するタイの警戒感、パノン＝ルン寺院の例のみならず、さまざまな機会に表明される。例えば、東北タイのクメール文化の遺跡とアンコールの遺跡とを結びつけてひと続きの観光ルートを売り出そうとする動きについて、そのような売り出しかたはクメール王朝の遺跡すべてがカンボジアの文化遺産であるという認識（perception）を作りかねず、東北タイが本来ならばカンボジアの領土であると主張されるおそれ——法的な主張ではなくとも、そのような心理をかき立てられた世論を背景とする政治的な主張に対するおそれ——が抱かれているといわれる。パノン＝ルン寺院の楣石の返還のために苦勞したタイ観光庁考古部員たちは、「在米カンボジア人が、リンテルはクメール文化に属するから、タイへ返すよりもカンボジアへ返せ、と主張したことを忘れてはいない」<sup>121</sup>のである。

ジャヤヴァルマン7世の時代には、クメール王朝の支配圏はタイ全土に

117 河野同書 391 頁参照。

118 河野同書 392 頁参照。

119 河野同書 404 頁参照。

120 河野同書 392-393 頁参照。「先祖が創造したものがタイ国籍を与えられてタイへ送られていくのを見るにしのびないことも察せられる。リンテルもシカゴにある限り、在米カンボジア人にとっては、自分たちのものでありつづける」といわれることもある。河野同書 394 頁参照。

121 河野同書 562 頁。

及んだ<sup>122</sup>。そして、スコータイには、スーリヤヴァルマン 2 世の治世以来、クメール文化の遺跡が存在する<sup>123</sup>。また、アユタヤも、文化的にはクメール文化の後継者とみなすことができる。「アンコールの遺跡は…カンボジアにおいてクメール民族の祖先が築いた実に驚嘆すべき業績を今日に伝える」<sup>124</sup>といわれる。遺跡の様式だけを考えるならば、この言明の「アンコール」をタイ人王朝の古都である「スコータイ」や「アユタヤ」と言い換えることもできる。先に述べたように、アンコールの遺跡を建設した人々と現在のカンボジア国民とが先祖・子孫の関係にある「クメール民族」であるかどうかとも 1 つの難問であるが、この言明には、文化を基準として遺産の帰属を決定することが望ましいという前提が存在するようにみえる。しかし、ある物件がどの文化に帰属するかは困難な問題であり、「とくに異なる文化によって次々に使用されてきた物件や、他国民の文化の一部となった物件はそうである」<sup>125</sup>。文化的な帰属と法的な帰属とが区別されなければ、複数の文化に転々と引き継がれてきた物件はどの文化に帰属するかを特定することができないことから、法的帰属の安定性も損なわれる。例えば、タイ族が 738 年に建国し——唐の冊封を受け——、10 世紀初頭 [902 年] まで存在したといわれる南詔について、「南詔の歴史はタイの歴史ではない。南詔の歴史は、中国の一省である雲南省の歴史である。しかしその南詔国にはタイ系民族がいて、かつてはその重要な住民であり、かつ支配者層であったこともある」<sup>126</sup>といわれるのは、そのような懸念からである<sup>127</sup>。

---

122 ダジャンス前掲書 (注 5) 21 頁参照。「12 世紀は、クメール帝国にとって『輝ける世紀』であった」。レイ・タン・コイ前掲書 (注 10) 53 頁。クメール語碑文の最北端のものは、メコン河をはさんでヴィエンチャンに面したサイフォンの碑文で、それはジャヤヴァルマン 7 世の治世のものである。レイ・タン・コイ同書 54 頁参照。

123 セデス前掲書 (注 3) 272 頁参照。14 世紀初めには、現在のタイ全域がスコータイの権威の下にあった。セデス同書 309 頁参照。

124 タット前掲書 (注 13) 19 頁。

125 See UNESCO, Committee of Experts on the Establishment of an Intergovernmental Committee Concerning the Restitution or Return of Cultural Property, CC-78/CONF.609/6, p. 4, para. 15 (1978).

126 プーミサック前掲書 (注 71) 174 頁。

127 南詔の建国について、レイ・タン・コイ前掲書 (注 10) 89 頁参照。南詔の後、938 年に建国された大理は、1253 年に元のクビライ汗の攻撃を受けて降伏し

## おわりに

失地回復主義は政府が国民からの支持を調達する手段となりうる。外政または内政に係わる困難に直面するとき、政府は失地回復主義に焦点を当てて「大衆」を動員しようとするのである。実際に、カオ＝ブラ＝ヴィハーンの帰属も、タイとカンボジアの双方の政府が政治的に利用しようとしてきた。例えば、同寺院の世界遺産リストへの登録が焦点となった時期に、タイにおいては、いわゆる反タクシン派がタクシン派を政治的に攻撃するために、後者が同寺院の帰属に関して妥協したとした。タイでは、港湾都市を中心とする国際的な政治文化と、「国民」の多数派が伝統的にもつ自給的な稲作文化との対立、すなわち、国際性への志向と、農民性への回帰ならびに国王と上座部仏教に依拠する「タイ性」との対立が根深く存在するといわれる<sup>128</sup>。この対立を背景とする反タクシン派とタクシン派との対立は、構造的な問題と不可分であり、内政の政策だけで解決することが困難である。そこで、国民の関心を逸らすために、失地回復主義が政治的に利用される余地が大きいのである。また、世界遺産リストへの登録が推薦された翌年に総選挙が予定されていたことから推測されるように、カンボジア政府もカオ＝ブラ＝ヴィハーンの帰属の問題を政治的に利用している。むしろ、同寺院の問題を先に「セキュリティライズ」したのは、タイの反タクシン派ではなく、カンボジア政府であるといわれるのである<sup>129</sup>。

タイとカンボジアの双方の国内政治が安定していれば、カオ＝ブラ＝ヴィハーンに関して失地回復主義に基づく紛争が発生することなく、その観光化が両国共同で追求された可能性もあったかもしれない。しかし、カオ＝ブラ＝ヴィハーンに関する紛争を内政の問題としてだけ理解すること

---

た。その遺民が東南アジアに拡散することになった。そこで、13・14世紀は「タイ族の世紀」（ワイアット）などと呼ばれる。石井米雄「序文」新谷前掲書（注68）ii頁参照。

128 桜井由躬雄「総説」桜井由躬雄編『岩波講座東南アジア史第4巻：東南アジア近世国家群の展開』（岩波書店、2001年）1, 29-30頁参照。

129 重政公一「境界線上の世界遺産保護をめぐるセキュリティ／排除の政治言説の構築：プレアビシア寺院を事例にして」関西学院大学先端社会研究所紀要9号（2013年）1, 10頁参照。なお、シアヌークもみずからの人気をいっそう高めるために「プリア＝ヴィヘア」を利用したと指摘される。See Jumsai, *supra* note 12, p. 214.

は皮相的な理解であると考えられる。失地回復主義が政治的に利用されるのがなぜであるかを問えば、そこには、東南アジア大陸部における——さらにいえば、「中華帝国」の構築した朝貢体制が外から解体された東アジアにおける——「国家」と国境のありかたに関する歴史的な課題に直面することになるからである。さらにいえば、そのような課題は、ヨーロッパ起源で、対外的および対内的な主権をもち、「人民」の一部を構成するとみなされる少数民族による分離独立を防止する権限ももつ「国民国家」を単位とする国際法に対する挑戦といかに対峙するかという課題にもつながる。そこでは、国際法の正当性が問われることになる。